

令和7年7月三芳町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和7年7月25日(金) 午後2時00分～午後3時00分

2.開催場所 三芳町文化会館会議室2

3.出席委員 12 人

会長職務代理	古寺 貞雄
委員	島田 裕康
	矢島 秀信
	鈴木 浩之
	清水 高広
	塩野 智恵
	武田 修二
	鈴木 孝史
	鈴木 浩
	高山 誠二
	井田 周
	田中 義行

4.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第84号 農用地利用集積等促進計画案の作成について

議案第85号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

議案第86号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

議案第87号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件

議案第88号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件

報告第76号 農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)

報告第77号 2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)

報告第78号 農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦 康晴 事務局次長 大久保 淳 主 幹 江田 直也

主 事 三浦 涼太 主 事 石原 柊 主 事 補 清水 大輝

6. 会議の概要

会長職務代理 それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。

本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に島田裕康委員、矢島秀信委員を選任します。本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の三浦主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局 議案第84号、1、農用地利用集積等促進計画案の作成について、別紙のとおり
議案第85号、1、農地法第4条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり
議案第86号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり
議案第87号、1、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件、別紙のとおり
議案第88号、1、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件、別紙のとおり
報告第76号、1、農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)、別紙のとおり
報告第77号、1、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)、別紙のとおり
報告第78号、1、農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)、別紙のとおり

令和7年7月25日提出

三芳町農業委員会 会長 長谷川 清行 以上でございます。

会長職務代理 議案第84号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。1ページをご覧ください。
議案第84号は、農用地利用集積等促進計画案の作成の件となっております。町が農用地利用集積等促進計画を定める際は、農業委員会から意見を聞くことが適当であるとされているため、三芳町より意見聴取の依頼を受けております。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となります。
所在につきましては、2ページから3ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から1,302㎡、1,688㎡の計2,990㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
転貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、
令和7年10月1日から令和17年9月30日までの10年間となります。
なお、新規の利用権設定となります。
次に農用地利用集積等促進計画書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、耕耘機3台、トラクター1台、トラック3台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め3名となっています。主たる経営作物は、ほうれん草、枝豆となります。
事務局からは以上です。

会長職務代理 地元委員より補足説明をお願いします。

3番委員 貸人は高齢になり、畑の管理も難しいということです。また、今回の農地は借人が所有している畑の地続きであり、親子で農業を営んでおり問題ないかと思われます。審議の程よろしく願いいたします。

会長職務代理 議案第84号番号1について何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので議案第84号番号1は意見無しとします。
議案第85号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 4ページをご覧ください。
議案第85号は、農地法第4条の規定による農地転用許可申請の件となっております。
農地転用につきましては原則転用する前に申請書を提出し、許可を得てから転用行為を行うこととなっておりますが、本案件につきましては、事前に農地転用申請をすることなく転用行為を行っておりました。
ご承知おきのことと存じますが、市街化調整区域、市街化区域を問わず、農地転用許可申請・届出なくして農地転用することは違反転用になりますので、日々の見回りなどで違反転用地であると思慮されるものがありましたら、農業委員会までご連絡ください。
なお、違反転用の農地に関して、近年、農林水産省農村振興局より「違反転用への適切な対応について」の通知が出されており、その中に違反転用農地の追認許可の適正化について記載があります。
本通知において追認許可の運用に当たってはおおむね以下のことに留意し、適切に判断するよう記載されています。
1、追認許可であっても農地転用の許可基準を満たすことが当然に必要であり、通常の農地転用許可の処理と同様に厳格に審査を行う必要があること。
2、違反転用に対しては原状回復に向け処分を行うことが原則であり、追認許可はあくまでもやむを得ない場合における例外的な処分であること。
3、農地転用許可基準を満たすことが見込まれる場合でも安易に追認許可で対応せず、是正の可能性について十分検討し判断すること。
4、やむを得ず追認許可を行う場合には違反転用の当事者に対し、再発防止を徹底するための指導を口頭や文書にて確実に行うこと。

5、再発防止を徹底させるため当事者より始末書又は顛末書の提出を求めること。
以上の内容を踏まえ、農地転用の許可権者である埼玉県とも今回の案件について協議をし、個別具体的な事情を勘案し、追認許可やむを得ずと判断しうる内容であるため、申請を受け付けたものになります。

内容に戻ります。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となっております。

所在につきましては、5ページから6ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目が畑、現況地目は宅地となっております。

面積が上から124㎡、56㎡の計180㎡、となっております。

申請人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

〇〇〇〇、〇〇〇〇

となっております。

申請事由は住宅敷地となります。

詳しい土地の選定理由ですが、経緯としましては、相続で土地を取得し状況を調査したところ、住宅敷地が畑に越境してしまっていることが発覚しました。30年ほど前に当時3世代で暮らしており手狭になってしまい増築をしていたとのことです。現在も住宅として利用しており、隣接する農地への進入路や物干しスペースとしても活用しており、是正を行うと生活に支障が出てしまうため、追認という形で申請に至ったとのことです。

詳しい土地利用計画図、建物図面各階平面図につきましては、7ページから9ページまでをご覧ください。

続きまして、10ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。

こちら立地基準につきましては、農地区分は第1種農地となります。

第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、許可相当とする理由としまして、不許可の例外規定である、既存の施設の拡張に該当しますので、許可相当であると判断しました。

具体的には、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限られておりますが、この条件は満たしていることを確認しております。

続いて、一般基準についてご説明いたします。

資力および信用についてや、申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、資料を添付させて支障がないと考えております。

次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。

また、地域の効率的、総合的な農地利用へ支障がないかどうか、につきましてもア～ウの基準について、三芳町観光産業課農業振興担当と協議の上、地域計画、及び三芳町農業振興地域整備計画への影響がないことを確認しております。

事務局からは以上です。

会長職務代理 地元委員より補足説明をお願いします。

3番委員 今回の申請地につきまして、以前は市街化区域に指定されておりました。
建物は約50年前に建てられており、申請人は当時10代半ばのころで、当時は農
地転用の申請などが十分に認知されておらず当たり前ではないような時期でした。
現在は家族で住んでおり是正をしてしまうと生活に支障が出るような状況となっ
ております。
農地の導入路につきましても、奥の農地への唯一のとおり道となっておりますので
やむを得ないかと思われます。
慎重審議の程よろしくお願いいたします。

会長職務代理 議案第85号番号1について何か意見ございませんか。

1番委員 今の話も分からなくはないが、大原則の原状回復がある中で追認をしていたらき
りがないのではないかな。また、関係者として知っておきたいがどこまでが良くてどこ
からはダメなのか、何年前の話だから時効という形で追認をしているのか、基準
をもう少し詳しく教えていただきたい。

事務局 まず、時効という考えはありません。
おっしゃる通り、大原則は是正をしていただくことになります。
是正ができない場合、追認ができるかという判断になりますが、追認の基準の1点
目としましては、違反転用等は考えず、全くの白紙の状態で転用計画が出てきた
際に許可相当となりうるかどうかという点があります。
不許可相当となる案件の際は是正の道しかありません。
許可相当となる案件の場合は追認の可能性がありますが、何でもいいというわけ
ではありません。
許可相当となる場合でも是正ができるところは是正をし、是正をしてしまうと生活
に支障が出てしまう等、やむを得ない理由がある際は、許可権者となる埼玉県と
内容や理由を共有し、個別具体的に判断し追認の議案として提出しております。

1番委員 分かりました。

会長職務代理 他に何かご意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、議案第85号番号1は許可相当とします。
議案第86号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局 11ページをご覧ください。
議案第86号は農地法第5条の規定による農地転用許可申請になります。
番号1につきましては、
権利が賃借権の設定となっております。
所在が〇〇〇〇の1筆となります。
所在につきましては、12ページから13ページまでの案内図、公図の写しをご覧く
ださい。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、

面積は191㎡となっております。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由が、駐車場となっております。

詳しい土地の選定理由ですが、近年請負工事の増加に伴い、工事に関わる職人が増加しましたが、既存の駐車場及び資材置場では駐車スペースが足りないため、職人同士で乗り合いをしなければならず、時間のロスや日時の変更など業務に支障が出ており、工事現場に駐車してしまってい

る自社所有トラックもあり、そういったものを集約するため、申請に至ったとのこと。

詳しい土地利用計画図は、14ページをご覧ください。

続きまして、15ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。

こちら立地基準につきまして、農地区分は第2種農地となります。

第2種農地は必要性・代替性を満たさないと許可見込みとはなりませんが、申請書添付書類等で要件を満たしておりますので許可見込みがあると考えております。続いて、一般基準についてご説明いたします。

資力および信用についてや、申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、資料を添付させて支障がないと考えております。

次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。

また、地域の効率的、総合的な農地利用へ支障がないかどうか、につきましてもア～ウの基準について、三芳町観光産業課農業振興担当と協議の上、地域計画、及び三芳町農業振興地域整備計画への影響がないことを確認しております。

事務局からは以上です。

会長職務代理 地元委員より補足説明をお願いします。

2番委員 現地を確認してきました。

今回の申請地は県道わきの三角の地形のところですが、その隣をすでに駐車場として活用しており、地続きでの申請となっております。

許可が下りれば現在利用している駐車場と一体的に利用していくかと思われます。また周辺の状況に関しまして、雨水等が周辺の農地に流入する等のことはないかと思われます。

慎重審議の程よろしく願いいたします。

会長職務代理 議案第86番号1について何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので議案第86番号1は許可相当とします。

議案第86番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 再度11ページをご覧ください。

番号2につきましては、権利が賃借権の設定となっております。

所在が〇〇〇〇の一部の1筆となっております。
所在につきましては、16ページから18ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、
面積は4,302㎡のうち330.36㎡となっております。
貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
申請事由が、資機材置場となっており、転用期間は許可日から令和8年3月31日までの一時転用となっております。
詳しい土地の選定理由ですが、町道幹線7号道路築造工事を着手するにあたり、重機の置場及び出入りする工事協力会社の駐車場が必要となり、現在所有している資機材置場からの移動は当該地域近隣の交通を妨げ、安全性を確保することが難しいため、貸人に相談したところ、当該地の一部を資機材置場として転用することに同意を得られたため、申請したとのことでした。
詳しい土地利用計画図につきましては、19ページをご覧ください。
続きまして、20ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。
こちら立地基準としては、農振農用地となります。
農振農用地の転用は原則不許可となっておりますが、許可相当とする理由としまして、不許可の例外規定である、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められる、という規定がございますので、本件はこれに該当するため許可見込みがあると考えております。
続いて、一般基準についてご説明いたします。
資力および信用について、や申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、資料を添付させて支障がないと考えております。
次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。
また、地域の効率的、総合的な農地利用へ支障がないかどうか、につきましてもア～ウの基準について、三芳町観光産業課農業振興担当と協議の上、地域計画、及び三芳町農業振興地域整備計画への影響がないことを確認しております。
事務局からは以上です。

会長職務代理 地元委員より補足説明をお願いします。

3番委員 貸人に話を伺いました。
町道幹線7号線道路築造工事ということですが、三芳町の都市計画道路の工事であり、車のおりが多いが、狭い道路となっております。重機や多くの工事車両が出入りすることになるが、現在所有している資材置場等からの車両や物資の搬入は、安全面や周辺道路の渋滞を引き起こしてしまう可能性もあり、近隣で資機材置場を一時的に必要ということで業者の方から話を受けたということです。
必用性や妥当性ともに高いものとなりますが慎重審議の程よろしくをお願いします。

会長職務代理 議案第86号番号2について何か意見ございませんか。

異議なしの声がありましたので議案第86号番号2は許可相当とします。

議案第87号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

21ページをご覧ください

議案第87号番号1につきましては、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件となります。

所在が〇〇〇〇から〇〇〇〇までの計16筆となっております。

所在につきましては、22ページから43ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、全筆農振農用地です。

面積の合計は33,819㎡となっております。

被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

納税猶予区分は、相続税で、相続開始年月日は令和6年12月18日となっております。

被相続人は、亡くなる日まで農業を営んでおり、相続人は、引き続き農業経営を行っていくことを確認しており、申請書や台帳、現地確認の結果、要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

会長職務代理 地元委員より補足説明をお願いします。

1番委員

申請者に話を伺いました。

今後も家族でさつまいも、トウモロコシ、里芋を作付けしていくとのことでした。

畑もきれいに管理されており営農に関しては問題ないかと思われます。

審議の程よろしくをお願いします。

会長職務代理 議案第87号番号1について何か意見ございませんか。

異議なしの声がありましたので、適格者とします。

議案第88号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

44ページをご覧ください。

議案第88号は相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件となっております。

こちらについて、相続税の納税猶予、以前は20年経過すると免除という形になっていましたので、その20年が経過するにあたり、税務署よりこちらの農業委員会に対して利用状況の確認依頼があり、今回審議案件といたしました。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計7筆となっております。

所在につきましては45ページから46ページまでの案内図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。
面積は上から2,006㎡、1,480㎡、4,077㎡、823㎡、698㎡、639㎡、750㎡、の計10,473㎡となっております。
照会人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
納税猶予の免除年月日は令和8年2月25日となっております。
事務局からは以上です。

会長職務代理 地元委員より補足説明をお願いします。

4番委員 当該農地は全て綺麗に管理されており、里芋やほうれん草が作付けされてい
ました。問題ないかと思われます。
審議の程よろしく願いいたします。

会長職務代理 議案第88号番号1について何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので、決定とします。
議案第88号番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 再度44ページをご覧ください。
番号2につきましては
所在が〇〇〇〇の1筆となっております。
所在につきましては47ページの案内図をご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっております。
面積は1,179.33㎡となっております。
照会人は〇〇〇〇、〇〇〇〇
納税猶予の免除年月日は令和8年3月15日となっております。
事務局からは以上です。

会長職務代理 地元委員より補足説明をお願いします。

13番委員 現地を確認してきました。
現在は枝豆を作付けしており、今までもきれいに管理されている畑のため問題な
いかと思われます。
審議の程よろしく願いいたします。

会長職務代理 議案第88号番号1について何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので、決定とします。
これよりは報告案件となるため事務局より説明をお願いします。

事務局 48ページをご覧ください
報告第76号は、農地法第3条の3の規定による相続等による権利移転届出書受
理の件となっております。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となっております。

所在につきましては、49ページから51ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑で、

面積は上から4,091㎡、909㎡の計5,000㎡となっております。

被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、

あっせんの希望は無しで受理済みです。

再度48ページをご覧ください

番号2につきましては、

所在が〇〇〇〇の1筆となっております。

所在につきましては、52ページから53ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑で、

面積は283㎡となっております。

被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、

〇〇〇〇、〇〇〇〇

〇〇〇〇、〇〇〇〇

〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、

あっせんの希望は無しで受理済みです。

再度48ページをご覧ください

番号3につきましては、

所在が〇〇〇〇の1筆となっております。

所在につきましては、54ページから55ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑で、

面積は406㎡となっております。

被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、

あっせんの希望は無しで受理済みです。

続きまして56ページをご覧ください。

報告第77号は、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件となっております。

これは、耕作を行う者が、その事業のため、農機具置場・倉庫などの農業用施設を設置するにあたり、施設に必要な敷地面積が2アール未満である場合は、届け出を行うことで設置することができます。

番号1につきましては、所在が〇〇〇〇の1筆で、面積は13㎡となっております。
所在等につきましては、57ページから59ページまでの案内図、公図の写し、配置図をご覧ください。

届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、農業用ポンプとして受理済みです。

再度56ページをご覧ください。

番号2につきましては、所在が〇〇〇〇の1筆で、面積は128㎡となっております。
所在等につきましては、57ページから59ページまでの案内図、公図の写し、配置図をご覧ください。

届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、農業用倉庫・通路として受理済みです。

再度56ページをご覧ください。

番号3につきましては、所在が〇〇〇〇の一部の1筆で、面積は2,891㎡のうち175.35㎡となっております。

所在等につきましては、60ページから67ページまでの案内図、公図の写し、配置図、平面図、立面図をご覧ください。

届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、通路・農業用機械置場・農業用資材置場として受理済みです。

再度56ページをご覧ください。

番号4につきましては、所在が〇〇〇〇の一部の1筆で、面積は4,091㎡のうち10.45㎡となっております。

所在等につきましては、68ページから71ページまでの案内図、公図の写し、配置図、平面図、断面図をご覧ください。

届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、農業用車両の進入路・車両置場として受理済みです。

続きまして72ページをご覧ください。

報告第78号は、農用地利用集積等促進計画の認可の件となっております。

この案件は、令和7年4月の総会にて農地中間管理機構を通しての貸し借りをを行う件で審議を行い、決定をいただきました。その後、農地中間管理機構から借り受ける方が決定し、県から認可の上、公告がなされたことについて、農業委員会あてに通知がありましたのでこの場でご報告するものです。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇の1筆となります。

所在につきましては、73ページから74ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振地域となります。

面積は2,020㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和7年7月1日から令和12年6月30日までの5年間となります。
公告日は令和7年6月27日です。
事務局からは以上です。

会長職務代理 以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。
最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。
議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和 7 年 8 月 25 日

議長 古寺 貞雄

署名委員 島田 裕康

署名委員 矢島 秀信